



事 務 連 絡
令和6年5月1日

各 医 師 会 事 務 局 御 中

福 岡 県 医 師 会
(地 域 医 療 課)

令和6年度定期予防接種広域化接種料金表等の差し替えについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、令和6年度の定期予防接種広域接種料金については、令和6年4月22日付
福県医発第299号（地）にて各医師会宛にご連絡しました。

同料金表等の作成にあたり全市町村に対して料金等の調査を実施しておりましたが、今般、複数市町村より本会への回答に誤りがあった旨の連絡があったことから、
改めて全市町村に確認を行い、同料金表等を修正しております。

つきましては、大変お手数をおかけしますが、差し替えの上、貴会会員へご周知
いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和6年度各市町村定期予防接種料金

	市町村名	ポリオ	DPT-IPV-Hib	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BQ	HPV (2価・4価)	HPV (9価)	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予診のみ	特記事項	
1	北九州市	10,543	20,647	11,808	6,099	5,153 (乳幼児 5,978)	11,258	11,258			10,246	10,246			6,825	6,825			7,298	7,298	7,298	11,698	17,061	27,390	9,528	12,606	9,636	7,177	10,191	15,218	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
2～6	中岡市 水巻町 南郷町 遠賀町	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,498 6歳以上 19,673	6歳未満 11,550 6歳以上 10,725	6歳未満 6,061 6歳以上 5,236	5,500	10,890	6歳未満 10,890 6歳以上 10,065			7,315	6歳未満 7,315 6歳以上 6,490			7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	26,939	6歳未満 9,077 6歳以上 8,252	6歳未満 12,320 6歳以上 11,495	6歳未満 9,185 6歳以上 8,360	6歳未満 7,077 6歳以上 6,252	10,043	15,070	3,168	小児定期予防接種については6歳未満と6歳以上で接種料金が異なる。	
7	行橋市	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,295 6歳以上 19,470	6歳未満 11,440 6歳以上 10,615	6歳未満 5,896 6歳以上 5,071	4,840	6歳未満 10,917	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092			6歳未満 7,331	6歳未満 7,331 6歳以上 6,506			6歳未満 7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳以上 6,985	11,748	16,610	26,772	9,670	12,155	9,185	0.25ml 6,630 0.25mlシリンジ 6,672 0.5ml 6,901	10,131	15,158	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。	
8	岡田町	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,295 6歳以上 19,470	6歳未満 11,440 6歳以上 10,615	6歳未満 5,896 6歳以上 5,071	4,840	6歳未満 10,917	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092			6歳未満 7,331	6歳未満 7,331 6歳以上 6,506			6歳未満 7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳以上 6,985	11,748	16,610	26,772	9,670	12,155	9,185	0.25ml 6,630 0.25mlシリンジ 6,672 0.5ml 6,901	10,131	15,158	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
9	みやこ町	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,295 6歳以上 19,470	6歳未満 11,440 6歳以上 10,615	6歳未満 5,896 6歳以上 5,071	0.1ml使用 4,840 1ml使用 0	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092			6歳未満 7,331 6歳以上 6,506	6歳未満 7,331 6歳以上 6,506			6歳未満 7,337 6歳以上 6,512	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	11,748	16,610	26,772	9,670	12,155	9,185	0.25ml 6,630 0.25mlシリンジ 6,672 0.5ml 6,901	10,131	15,158	3,168	MR、風疹、麻疹の3期・4期は実施していません。	
10	宮前市	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は1件とする	
11	築上町	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	・予防接種を実施した月の翌月10日までに報告書兼請求書(様式第2号)に予診票の原本を添付し請求。 ・同時接種の不可問診は(予診のみ)請求件数は、1件とする。	
12	吉富町	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本と請求。	
13	上毛町	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。	
14	福岡市	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする
15	春日市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392			7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
16	大野城市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392			7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
17	筑紫野市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392			7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌日10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
18	太宰府市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392			7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
19	那珂川市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392			7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌日10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
20	糸島市	12,367	22,460	13,577		5,717	13,082	11,509			9,485	7,912			9,463	7,890			8,374	7,466	7,466	13,522	17,091	27,217	11,238 小児用肺炎球菌 と同時接種は 9,747	14,292 ヒブと同時 接種は 12,800	11,322	8,566	11,608	16,635	6歳未満は4,392 6歳以上は3,168	同日における同時接種者(児)の予診不可の請求は1件となります。 (添付不可予診票:1件)	
21	宇美町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
22	篠栗町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	

	市町村名	ポリオ	DPT-IPV+Hib	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BCG	HPV (2価・4価)	HPV (9価)	ヒブ	小児用肺炎球 菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予防のみ	特記事項
23	志免町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
24	須恵町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	・麻しん・MR(皮内テスト)不可予防は6, 108 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
25	新宮町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
26	古賀市	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	麻しん・MR(皮内テスト)不可予防は6,248
27	久山町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	・麻しん・MR(皮内テスト)不可予防6, 248
28	粕屋町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した翌月10日までに、予防接種委託料請求書(様式第2号)に 予防票を添付して請求
29	宗像市	10,516	20,581	11,671	6,182	5,126	11,176	11,176			7,634	7,634			7,634	7,634			7,890	7,890	7,890	11,671	16,896	27,057	9,583	12,441	9,471	6,699	10,164	15,191	3,258	同時接種において不可問診が発生した場合、使用した予防票は必ず 添付し、請求件数は1件とする。 請求先…子ども家庭センター B類…健康課
30	福津市	10,516	20,581	11,671	6,182	5,126	11,176	11,176	10,351	10,351	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,890	7,890	7,890	11,671	16,896	27,057	9,583	12,441	9,471	6,699	10,164	15,191	3,258	同時接種における不可問診(予防のみ)については、全ての予防票を 添付の上、請求は1件として取り扱うものとする。
31	直方市		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	
32	小竹町		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
33	鞍手町		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
34	宮若市		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	予防接種料金は、一部年齢によって決定します。(6歳未満、6歳以上10歳未満、10歳以上)
35	田川市	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	・請求は、毎月締めの日翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予防票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求
36	香春町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	予防接種実施後、接種日の月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予防票を添付し、市町村に提出するものとする。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
37	添田町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	・接種日の月の翌月10日までに報告書兼請求書に予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求 ・生活保護世帯自分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予防票に添付して請求
38	糸田町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	次の者には、予防票の配布及び委託料の支払いはない。 ・対象者に該当しない者 ・予防票の自署欄に署名がないもの
39	川崎町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予防票を添付し、各市町村に提出するものとする。
40	福智町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
41	大任町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	同時接種時に接種不可となった場合は1件分のみ請求してください。

市町村名	ポリオ	DPT-IPV+Hb	DPT-IPV	DPT	DT	M-R 第1期	M-R 第2期	M-R 第3期	M-R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第3期	日本脳炎 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BQ	HPV (2価・4価)	HPV (9価)	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予防のみ	特記事項	
42 赤村	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	同時接種時に接種不可となった場合は1件分だけ請求してください。	
43 飯塚市	10,230	20,460	11,550	6,061	第1期: 6,303 第2期: 5,005	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	27,298	9,242	12,320	9,185	0.25mlシリンジ 6,615 0.5mlシリンジ 6,825	9,878	14,905	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 4月、5月実施分と6月以降とで接種単価が異なります。	
44 桂川町	10,230	20,460	11,550	6,061	第1期: 6,303 第2期: 5,005	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	27,298	9,242	12,320	9,185	0.25mlシリンジ 6,615 0.5mlシリンジ 6,825	9,878	14,905	3,168	・問診票については明確な医師のサインが必要。 ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。 ・A類、B類別請求をお願いします。 ・B型肝炎ワクチンは、使用した規格のワクチン量によって接種料金が異なります。 4月、5月実施分と6月以降とで接種単価が異なります。	
45 嘉麻市	10,230	20,460	11,550	6,061	第1期: 6,303 第2期: 5,005	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	27,298	9,242	12,320	9,185	0.25mlシリンジ 6,615 0.5mlシリンジ 6,825	9,878	14,905	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 4月、5月実施分と6月以降とで接種単価が異なります。	
46 久留米市	11,715	21,780	12,870	7,370	4,895	12,320	12,320			8,756	8,756			8,756	8,756			8,085	7,040	6,442	12,870	16,665	26,829	10,562	13,640	10,670	7,913	11,121	16,148	3,993(6歳未満) 3,168(6歳以上)	3ヵ月毎に(4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分とし)最終月の翌月(7、10、1、4月)10日まで(必着)にまとめて請求	
47 大牟田市	9,356	19,440	10,538		5,071	13,600	13,600	12,775	12,775	10,054	10,054	9,229	9,229	10,054	10,054	9,229	9,229	7,139(～就学前の幼児) 6,446(9歳未満の小学生)	7,051	7,051	11,451	16,676	27,992	9,340	12,407	9,251	7,134	10,109	15,136	4,026(6歳未満児) 3,201(上記以外)	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
48 八安市	10,230	20,295	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6,985	11,385	16,610	26,771	9,077	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付し請求	
49 筑後市	10,230	20,295	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6,985	11,385	16,610	26,771	9,077	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	・請求は、毎月締めめの翌月10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで ・代筆者については、同意書(理事長・院長等)を付して請求する ・請求印については押印不要 ・同時接種については、予診のみの請求は1件までとする ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する	
50 広川町	10,230	20,295	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	11,385	16,610	26,771	9,077	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	請求は、毎月締めめの翌月10日まで A類とB類を分けて請求 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求	
51 朝倉市	9,185 (1,793)	19,428 (1,793)	10,533 (1,793)	5,016 (1,793)	5,060 (1,375)	12,265 (2,409)	12,265 (2,409)			8,707 (2,409)	8,707 (2,409)			8,723 (2,409)	8,723 (2,409)			7,130 (1,793)	7,040 (1,375)	7,040 (1,375)	12,760 (2,409)	16,066 (1,375)	26,226 (1,375)	8,131 (1,793)	11,275 (1,793)	9,460 (2,409)	5,898 (1,793)	9,542 (2,409)	14,938 (2,409)	各ワクチンごとに 設定()内の金額	・予診票の代筆は本人の意思を確認し、予防接種を実施する医師以外の者が記入すること。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。	
52 筑前町	9,185 (1,793)	19,428 (1,793)	10,533 (1,793)	5,016 (1,793)	5,060 (1,375)	12,265 (2,409)	12,265 (2,409)			8,707 (2,409)	8,707 (2,409)			8,723 (2,409)	8,723 (2,409)			7,130 (1,793)	7,040 (1,375)	7,040 (1,375)	12,760 (2,409)	16,066 (1,375)	26,226 (1,375)	8,131 (1,793)	11,275 (1,793)	9,460 (2,409)	5,898 (1,793)	9,542 (2,409)	14,938 (2,409)	各ワクチンごとに 設定()内の金額	・予診票の代筆は本人の意思を確認し、予防接種を実施する医師以外の者が記入すること。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。	
53 東峰村	9,185 (1,793)	19,428 (1,793)	10,533 (1,793)	5,016 (1,793)	5,060 (1,375)	12,265 (2,409)	12,265 (2,409)			8,707 (2,409)	8,707 (2,409)			8,723 (2,409)	8,723 (2,409)			7,130 (1,793)	7,040 (1,375)	7,040 (1,375)	12,760 (2,409)	16,066 (1,375)	26,226 (1,375)	8,131 (1,793)	11,275 (1,793)	9,460 (2,409)	5,898 (1,793)	9,542 (2,409)	14,938 (2,409)	各ワクチンごとに 設定()内の金額		
54 小都市	9,845	20,075	11,165	5,676	5,005	12,320	10,483	10,065	10,065	8,745	6,908	6,490	6,490	8,756	6,919	6,501	6,501	7,557	6,985	6,391	12,815	16,610	26,632	8,692	11,935	10,615	6,795	8,646	14,278	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
55 大刀洗町	9,845	20,075	11,165	5,676	5,005	12,320	10,483			8,745	6,908			8,756	6,919			7,557	6,985	6,391	12,815	16,610	26,632	8,692	11,935	10,615	6,795	8,646	14,278	3,168		
56 大川市	10,230	20,372	11,385	5,896	4,840	11,110	11,110			7,348	7,348			7,348	7,348			1回目・追加 7,810 2回目 5,610	6,985	6,985	11,605	16,610	26,774	9,075	12,155	9,185	6,413	9,878	14,905	6歳未満 6歳以上	3,168 1,375	
57 大木町	10,230	20,372	11,385	5,896	(3月～9月未満) 5,665 (11歳～13歳未満) 4,840	11,110	11,110			7,348	7,348			7,348	7,348			1回目・追加 7,810 2回目 5,610	6,985	6,985	11,605	16,610	26,774	9,075	12,155	9,185	6,413	9,878	14,905	6歳未満 6歳以上	3,168 1,375	当該医療機関の属する医師会を経由して、もしくは医療機関から直接行政へ請求。請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 ※3月分の請求書については3月末日付けで報告書兼請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。
58 柳川市	乳幼児 10,735 小学生 10,330	乳幼児 19,855 小学生 19,480	乳幼児 11,242 小学生 10,837		4,674	12,177	12,177			8,613	8,613			8,613	8,613			乳幼児 6,762 小学生 6,357	6,357	6,357	12,727	16,887	26,773	8,933	12,012	9,097	6,237	9,848	14,762	3,168		
59 みやま市	乳幼児 10,735 小学生 10,330	乳幼児 19,855 小学生 19,480	乳幼児 11,242 小学生 10,837		4,674	12,177	12,177			8,613	8,613			8,613	8,613			乳幼児 6,762 小学生 6,357	6,357	初・追加 6,357 2回目 6,357	12,727	16,887	26,773	8,933	12,012	9,097	6,237	9,848	14,762	3,168		
60 うきは市	10,782	20,847	11,937	6,448	4,873	12,408	12,408			8,789	8,789			8,789	8,789			8,059	7,018	6,416	12,848	16,643	26,807	10,222	12,707	10,648	7,113	11,084	16,698	3,201	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
1	北九州市	在宅一般：4,313 在宅減免：8,613 施設一般：1,948 施設減免：6,248	4,300	3,168	・減免対象者：定期接種の対象者で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種の際は、「介護保険料納入通知書（保険料段階が1～3のもの）」、「印鑑カード」、「生活保護受給証明書」、「本人確認証」（中国残留邦人等永住帰国者）、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を確認し、コピーを予診票に添付。有効期限内のものに限る。 ・予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払は認めません。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウス ・60歳から65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級程度の障害）については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー（障害程度が分かる部分）を予診票に添付。
2～6	中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	外来 6,285 入院・入所中 3,920	2,500	3,168	・高齢者定期予防接種については外来と入院・入所で接種料金が異なる。
7	行橋市	シリンジ製剤：6,596 生保：8,596（自己負担なし）	2,000	0	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票を添付して行う ・高齢者用肺炎球菌予防接種において、生活保護世帯に属するものについては、保護受給証明書の提出により自己負担を免除する。（請求時に添付） ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活が殆ど不可能な方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書を添付。
8	苅田町	6,596 生保：8,596（自己負担なし）	2,000	0	・生活保護世帯者分の請求は、必ず予診票の右上に生活保護受給者番号を記入して請求。
9	みやこ町	6,596 生保：8,596（自己負担なし）	2,000	0	
10	豊前市	5,890 生保：7,890（自己負担なし）	2,000	1,000	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求してください。
11	築上町	5,890 生保：7,890（自己負担なし）	2,000	1,000	・生活保護世帯は、「診療依頼書」の提示にて自己負担なし。その際は予診票にケース番号を記載（記載枠あり）
12	吉富町	7,890 生保も同様自己負担なし	0	1,000	

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
13	上毛町	7,890	0	1,000	自署できない場合は代表者が署名し、代表者氏名及び接種者との続柄を記載。 令和6年度高齢者肺炎球菌対象者証明書は、添付してください。
14	福岡市	接種地の料金	4,200	接種地の料金	高齢者用肺炎球菌は、接種地の接種料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）から福岡市設定の自己負担金4,200円を控除した金額を福岡市に請求。 ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）を請求する。また、自己負担免除者は証明書の添付が必要。
15	春日市	5,202 生保：8,202（自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え、66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 請求時は、「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、予診票の原本を添付し、筑紫地区専用の請求書にて請求してください。 ・予診票には、ワクチンロットシールを貼り付けしてください。 ・「体温37.5度以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
16	大野城市	5,202 生保：8,202（自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 請求時は、「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを添付してください。 ・「体温37.5℃」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
17	筑紫野市	5,202 生保、非課税世帯：8,202 （自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え、66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 請求時は、「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、予診票の原本を添付し、筑紫地区専用の請求書にて請求してください。 ・予診票には、ワクチンロットシールを貼り付けしてください。 ・「体温37.5度以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
18	太宰府市	5,202 生保：8,202（自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 請求時は「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを貼付してください。 ・「体温37.5℃以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
19	那珂川市	5,202 生保、非課税世帯：8,202 （自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 請求時は「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを貼付してください。・「体温37.5℃以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
20	糸島市	5,717 生保、市民税非課税世帯：8,717（自己負担なし）	3,000	3,168	・生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料対象者確認書類の提示により自己負担金が無料。 【無料対象者確認書類】「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「介護保険負担限度額認定証」「介護保険納入通知書兼特別徴収変更（停止）通知書」「所得段階1～3・最新のもの」「生活保護受給証」「保護受給証明書」「生活保護法医療券」「生活保護法介護券」「自己負担金無料通知書」 ・自己負担金無料者の請求は、確認書類のコピーを予診票に添付。「自己負担金無料通知書」のみ原本を添付。 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい有する者については、対象とした理由や不可問診とした理由を、予診票の備考欄に記載して提出

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
21	宇美町	4,271 生活保護 8,271	4,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書(写)を予診票に添付して請求。
22	篠栗町	4,271 生保・中国残留邦人等支援給付 受給者: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	生活保護世帯に属する者 および中国残留邦人等支援給付の受給者は受給者であることが分かる書類を添
23	志免町	4,271 生保: 8,271(自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付。
24	須恵町	4,271 生保・中国残留邦人等支援給付 受給者: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・接種日現在の年齢が65歳の者のうち過去に一度も接種を受けたことがない者。 ただし、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める者を対象とする。 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
25	新宮町	4,271 生保: 8,271(自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書(診療依頼書)等を予診票に添付して請求。
26	古賀市	4,271 生保: 8,271(自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書の写しを予診票に添付して請求。 ・60歳以上65歳未満の対象者の請求は、「身体障がい者手帳」や「医師意見書」等の写しを予診票に添付して請求。 ・請求書は「糟屋地区様式」を使用。
27	久山町	4,271	4,000	3,168	「高齢者肺炎球菌予防接種における糟屋地区の対応」をご覧ください。(福岡県医師会HP掲載)、糟屋地区専用請求書にてご請求ください。(福岡県医師会HP掲載)、生活保護世帯および中国残留邦人等支援給付者は自己負担なし、自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付、請求書に予診票を添付して請求。
28	粕屋町	4,271 生活保護世帯に属する者および中国残留邦人等支援給付の受給者: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	※「高齢者肺炎球菌予防接種における粕屋地区の対応」をご覧ください(福岡県医師会ホームページに掲載)。 ・粕屋地区専用の請求書にてご請求ください(福岡県医師会ホームページに掲載)。 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
	市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
29	宗像市	4,430 生保・非課税世帯: 8,430 (自己負担なし)	4,000	3,258
1. 高齢者の予防接種に係る対象者確認について (1) 高齢者の肺炎球菌予防接種については、接種前に必ず本人同意のもと、宗像市健康課(0940-36-1187)へ対象者の接種履歴を照会すること(折り返し電話等で回答する) (2) 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳を確認し、その写しを予診票に添付し、請求すること。 2. 高齢者の予防接種に係る自己負担金について (1) 自己負担金(肺炎球菌4,000円)を医療機関において徴収すること。 (2) ただし、免除要件に該当する場合は、証明書類を確認したうえで、自己負担金は徴収せず、接種料金の全額を市へ請求する(証明書類①②④の場合は「写し」、③の場合は「原本」を請求書へ添付すること。)。<免除要件><証明書類 ①～④のいずれか> 市町村民税非課税世帯の人 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ②介護保健負担限度額認定証(要介護認定者で交付を受けている人のみ) ③予防接種用の証明(市健康課で交付。インフルエンザ用、肺炎球菌用で異なる) 生活保護世帯の人 ④診療依頼書又は生活保護受給証明書				
30	福津市	2,750 非課税世帯・生保: 8,430 (自己負担なし)	5,680	3,258
1. 高齢者の予防接種に係る対象者確認について (1) 高齢者の肺炎球菌予防接種については、接種前に必ず本人同意のもと、担当課へ対象者の接種履歴を照会すること(折り返し電話等で回答する)。 (2) 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳を確認し、その写しを予診票に添付し、請求すること。 2. 高齢者の予防接種に係る自己負担金について (1) 自己負担金(肺炎球菌5,680円)を医療機関において徴収すること。 (2) ただし、免除要件に該当する場合は、証明書類を確認したうえで、自己負担金は徴収せず、接種料金の全額を市へ請求する(証明書類①②④の場合は「写し」、③の場合は「原本」を請求書へ添付すること。)。<免除要件><証明書類①～④のいずれか> 市町村民税非課税世帯の人 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ②介護保険負担限度額認定証 ③予防接種用の証明(市税務課で交付。インフルエンザ用、肺炎球菌用で異なる)生活保護世帯の人 ④診療依頼書又は生活保護受給証明書				
31	直方市	5,779 生保: 8,279	2,500	730
・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明証証明書を予診票に添付して請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・家族もしくは被接種者の日頃の状況をよく理解している人の署名に限る(氏名・続柄を記入)				
32	小竹町	5,779 生保: 8,279(自己負担なし)	2,500	730
生活保護者分の請求は必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求。				
33	鞍手町	5,779 生保: 8,279(自己負担なし)	2,500	730
・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。				
34	宮若市	自己負担あり: 5,779 自己負担免除者: 8,279	2,500	730
・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障がい者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票の被接種者自署の代筆は、医療職の署名は認められない。 ・高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌予防接種について、医療従事者が代筆する場合は理由を記入すること。				
35	田川市	5,000 生保: 8,000(自己負担なし)	3,000	1,790
・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。 ・中国残留邦人等支援給付の受給者の請求は、受給していることが分かる資料(証明書等)を予診票に添付して請求。				

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
36	香春町	5000 生保: 8000 (自己負担なし)	3,000	1,790	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求。
37	添田町	5,000 生保: 8,000 (自己負担なし)	3,000	1,790	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
38	糸田町	5000 (生保: 自己負担なし)	3,000	1,790	次の者には、予診票の配布及び委託料の支払いはしない。 ・対象者に該当しない者 ・予診票の自署欄に署名がないもの
39	川崎町	5,000 生保: 8,000 (自己負担なし)	3,000	1,790	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
40	福智町	5,000 生保8,000 (自己負担なし)	3,000	1,790	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
41	大任町	5,000 生活保護受給者 8,000 (自己負担なし)	3,000	1,790	1.対象者について 過去に一度も受けていない者で(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和6年度に65歳になる者(昭和34年4月2日から昭和35年4月1日生まれ)の うち、接種日において65歳である者(65歳の誕生日の前日から接種可) (2) 接種日に年齢60歳以上65歳未満の者で次のいずれかに該当する者(確認資料の提出が必要) ア 心臓・腎臓・呼吸器の機能に重い障害を有するもののうち、当該障害の程度が身体障害者等1級程度で あることが明らかな者 イ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害を有する者のうち、当該障害の程度が身体障害者等級 1級程度であることが明らかな者 2.生活保護受給者について 持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ 請求。
42	赤村	5,000 (生保: 8000 自己負担なし)	3,000	1,790	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求 する。
43	飯塚市	5,909 生保・非課税世帯: 8,309	2,400	3,168	【高齢者肺炎球菌について】生活保護・市民税非課税世帯自己負担額を免除。※生活保護者は医療カード No記載、市民税非課税世帯は市民税非課税世帯証明書の添付が必要。接種時には予防接種券が必要に なります。持参されない場合は接種をしないようお願いします。また、接種券は請求時予診票に添付してく ださい。60歳～65歳未満の対象者、予防接種券を紛失された方、接種券をお持ちではない対象者は、飯塚 市健康保健課感染症対策室(0948-96-8615)に問い合わせてください。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金 (A+B) : 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
	市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
44 桂川町	生保・非課税世帯: 5,909 8,309	2,400	3,168	・生活保護世帯・町民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、町民非課税世帯証明書の添付が必要。 ・問診票には明確な医師のサインが必要。 ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。 ・請求書、問診票と合わせて対象者に送付している接種券の添付をお願いします。
45 嘉麻市	生保・非課税世帯: 5,909 8,309	2,400	3,168	・非課税世帯者は、非課税世帯証明書を予診票に添付して請求。 ・生活保護の方の請求は、ケース番号を予診票に記載するか、医療カードのコピーを添付して請求。 ・対象者に送付している接種券を予診票に添付し請求。
46 久留米市	非課税世帯、生活保護者等: 3,890 8,290	4,400	3,168	・自己負担免除者は次の①～⑤いずれかを添付。①無料予防接種確認書、②介護保険料納付通知書(1～3段階)の写し、③介護保険負担限度額認定証の写し(有効期限内のもの)、④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証の写し(有効期限内のもの)、⑤生活保護受給証明書 ・60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳(1級)の写しを添付。 ・被接種者が自署できない場合は、代筆者(接種医師は代筆不可)が被接種者氏名を署名のうえ、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記入。
47 大牟田市	非課税世帯・生活保護: 5,646 8,646 (自己負担なし)	3,000	3,201	①自己負担ありの者、②自己負担なしの者、 ③60～64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当) ①: 接種対象者へ郵送している案内ハガキ『「成人用肺炎球菌ワクチン」定期接種のお知らせ』を予診票に添付して請求 ②: ①の請求に加えて以下の書類を添付して請求。 ・生活保護世帯: 生活保護受給者証 ・非課税世帯: 大牟田市が発行した『自己負担金免除決定通知書』 ③: ①または②の請求方法に加えて、同障害が確認できる身体障害者手帳1級の写しを添付して請求
48 八女市	負担金免除対象者: 4,644 8,144 (自己負担なし)	3,500	1,527	自己負担免除者の請求は、市発行の高齢者予防接種費用免除証明書、生活保護受給証明書、及び有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証」「介護保険料 納入通知書 兼特別徴収決定通知書(令和6年度分の第1段階～第3段階に限る)」のコピーを添付して請求。
49 筑後市	生保: 4,644 8,144(自己負担なし)	3,500	1,527	・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～④いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書(事前申請により筑後市健康づくり課で発行) ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証 ④当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」(どちらも所得段階1～3段階のものに限る) ①で確認した場合は本証明書を、②③④で確認した場合は確認書類の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを持参した者のみ接種可能。 請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類(障害者手帳の写し等)を予診票に添付してください。
50 広川町	生保: 4,644 8,144(自己負担なし)	3,500	1,527	非課税・生活保護世帯は自己負担なし。 その場合次の①～④いずれかで確認。 ①高齢者用インフルエンザ又は肺炎球菌予防接種無料対象者証明書 ②介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの) ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証(有効期限内のもの) ④診療依頼書(生活保護受給者) ※①は予診票に原本を添付、②③④はコピーを添付して下さい。 60～65歳未満の対象者は障害が確認できるもの(身体障害者手帳写し・診断書など)を予診票に添付してください。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
51	朝倉市	5,365 生保: 8,365 (自己負担なし)	3,000	1,375	・60歳から65歳未満の対象者は、「身体障害者手帳の写し」または、「医師の診断書」等を予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は「生活保護受給証明書」の提示により自己負担金免除(全額市負担)。請求の際に「生活保護受給証明書」を予診票に添付すること。 ・法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を必ず押印すること。併せて、代表者名の前に肩書を併記すること。 ・実施期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・請求金額は接種料金である8,365円と記載。(自己負担額を差し引き、支払いをする。)
52	筑前町	5,365 生保: 8,365 (自己負担なし)	3,000	1,375	・請求書には、自己負担額(3,000円)を引いた金額(5,365円)を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。
53	東峰村	5,365 生保: 8,365 (自己負担なし)	3,000	1,375	生活保護受給者は、診療依頼書の写しを請求時に添付する。
54	小郡市	5,304 生保、非課税世帯: 8,304 (自己負担なし)	3,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。 ・非課税世帯分の請求は、予防接種用非課税確認書を予診票に添付して請求。 ・介護保険料納入通知書、介護保険負担限度額認定証は医療機関の窓口で確認し、該当番号に○をつける。
55	大刀洗町	5,304 生保・非課税世帯: 8,304 (自己負担なし)	3,000	3,168	
56	大川市	4,840 非課税・生保: 8,140 (自己負担なし)	3,300	1,375	・非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者の自己負担額は無料。次の①から⑥の確認書類を被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票に添付のうえ請求する。 ①非課税世帯確認書(原本) ②後期高齢者医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」(写し) ③介護保険負担限度額 認定証(写し) ④介護保険料納入通知書(所得段階1～3段階に限る)(写し) ⑤生活保護受給証明書(原本) ⑥支援給付証明書(原本) ①②③は接種日時時点で有効期限内のもの、 ④は接種年度のものに限る。②をオンライン資格確認した場合、予診票下部の医療機関記入欄の「オンライン資格確認」に○をつけること。添付書類は不要。 ⑤⑥は大川市福祉事務所まで無料発行。 ・60歳以上65歳未満の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活動作が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象であり、身体障害者手帳(1級)の写し、または、それに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付すること。
57	大木町	4,840 生保: 8,140 (自己負担なし)	3,300	1,375	・町県民税非課税世帯・生活保護世帯の人は自己負担無料。町県民税非課税世帯の人は次の①から③のいずれかを、生活保護世帯の人は生活保護証明書または診療依頼書を、被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票へ添付のうえ請求する。 ①高齢者用肺炎球菌ワクチン接種非課税確認書(原本) ②介護保険負担限度額認定証(写し) ③介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書(所得段階1～3に限る)(写し) ①は大木町役場健康課窓口にて無料発行 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定(非課税世帯)オンライン資格確認の場合、予診票の確認欄に○をつけた上、予診票裏面の同意書に本人署名または代理人署名が必要 ・60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気がある人で、医師により予防接種が必要と判断される人は身体障害者手帳の写し等を予診票に添付すること。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項	
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
58	柳川市	5,295 生保、市民税非課税世帯：8,295 （自己負担なし）	3,000	3,168	対象者へ予診票を個別通知する。予診票を紛失した場合は、柳川庁舎健康づくり課健康係で再発行を行うので、接種希望者の身分証明書（運転免許証や健康保険証）を持参すること。生活保護世帯、市民税非課税世帯に属するものは自己負担金を免除。以下の①～④のいずれかを予診票に添付して請求。 ①生活保護受給証明書 ②高齢者肺炎球菌減免申請書兼承認通知書 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）の写し ④介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）の写し 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳（1級）の写し、又は医師の診断書などを予診票に添付して請求。
59	みやま市	5,295 生保、市民税非課税世帯：8,295 （自己負担なし）	3,000	3,168	・以下のものを持参された場合は、自己負担免除。原本又はコピーを予診票に添付して請求。 ・生活保護受給証明書、市民税非課税証明書は原本を、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※有効期限内のもの）は写しを添付して請求。後期高齢医療被保険者に限りマイナ保険証利用によるオンライン資格確認を行って、世帯の課税状況を把握する場合、区分Ⅰ・区分Ⅱの方は接種費用の減免対象となります。確認後は予診票に「オンライン資格確認（区分Ⅰ・区分Ⅱ）・確認者氏名」を記載してください。 ・60歳以上65歳未満の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活動作が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象であり、身体障害者手帳（1級）の写し、または、それに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付すること。
60	うきは市	4,328 生保：8,328（自己負担なし）	4,000	3,201	・生活保護受給者の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

	被接種者の居住地	請 求 方 法	備 考
1	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ※報告書兼請求書における3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日で可)。
2～6	中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	・遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。 ・遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町に直接請求。請求は毎月締めの日翌月10日までに、直接各市町への請求。	1. 中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 ①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書(所得段階 1・2・3)」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを確認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ・入所施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払いは認めません。 ・予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。
7	行橋市	市へ直接請求	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は生活保護受給証明書を予診票に添付のうえ請求すること。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ請求すること。
8	苅田町	町へ直接請求	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は、受給者証番号を予診票の右上に記入して下さい。60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ、請求すること。
9	みやこ町	町へ直接請求	
10	豊前市	市へ直接請求	請求翌月10日までに予診票を添付して請求してください。
11	築上町	町へ直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求をしてください。 ・高齢者予防接種について、生活保護世帯は「診療依頼書」の提示にて、自己負担はなしとする。その際には、予診票にケース番号を記載してください。 ・同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

12	吉富町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 生活保護世帯の方は、予診票(余白)にケース番号記入すること。
13	上毛町	町へ直接請求	接種翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付して請求。
14	福岡市	市へ直接請求	・子どもの予防接種、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の予防接種の請求は、請求月が異なるため、それぞれ別途請求すること。 ・請求は、報告書兼請求書に予診票(原本)を添付して直接福岡市へ提出(写し不可)。 ・高齢者用肺炎球菌は、接種地の接種料金(接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金)から福岡市設定の自己負担金4,200円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金(接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金)を請求する。また、自己負担免除者は証明書の添付が必要。 ①子どもの予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする ②高齢者肺炎球菌予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※自己負担免除者は下記のいずれかの証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しを添付 ※自己負担免除者:生活保護受給者、市県民税非課税世帯に属する方など ※自己負担免除証明書: 【生活保護受給者】介護保険料特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1)、介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1)、医療券の写し、緊急受診証の写し、福祉事務所発行の保護受給証明書 【市県民税非課税世帯に属する方】介護保険料特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1・第2・第3)、介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1・第2・第3)、介護保険負担限度額認定証の写し、介護保険特定負担限度額認定証の写し、高齢者予防接種用のゴム印が押された市県民税非課税証明書 ※①～②は、それぞれ報告書兼請求書を作成すること ※①～②いずれも報告書兼請求書におけるシャチハタ印は不可 ※報告書兼請求書における1月～3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休日日の場合は、前営業日で可)
15	春日市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに請求すること。 A類(子ども)とB類(成人)については、請求書を分け、以下へ請求する。 A類:子育て支援課 B類:健康課
16	大野城市	市へ直接請求	請求は、大野城市民分の予診票(ワクテンシール貼付)と請求書を予防接種業務を実施した月の翌月10日までに送付。 ※A類とB類では請求先が異なります。 A類:こども家庭センター B類:健康課
17	筑紫野市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに提出。 同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は一件まで。 A類はこども家庭課、B類は健康推進課へ請求。
18	太宰府市	市へ直接請求	A類:子育て支援課(太宰府市五条3丁目7番1号)に請求 B類:元気づくり課(太宰府市五条3丁目1番1号)に請求

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

19	那珂川市	市へ直接請求	実施月の翌月10日までに予診票原本(ワクチンシール貼付)を下記担当課へ送付。 A類:こども応援課 B類:健康課(保健センター)
20	糸島市	市へ直接請求	1. 報告書兼請求書の提出期限は翌月20日まで。 2. 報告書兼請求書におけるスタンプ印は不可。 3. A類とB類で請求先が異なる。A類:子育て支援課 B類:健康づくり課
21	宇美町	町へ直接請求	・請求は、毎月締めめの翌月10日まで。(遅れて請求の際は、実施月ごとに請求。) ・請求書の様式は糟屋地区様式あり。
22	篠栗町	町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
23	志免町	町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
24	須恵町	町へ直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付して請求。 ・請求先は、A類→こども家庭課、B類→健康増進課 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
24	新宮町	町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 請求書には、予診票を必ず添付してください。 免除対象者の生活保護世帯は、福祉事務所発行の診療依頼書等の確認書類の写しを添付すること。 《請求書送付先》 A類⇒ シーオーレ新宮 子育て支援課 〒811-0124 新宮町新宮東2丁目5番1号 B類⇒ 新宮町福祉センター 健康福祉課健康づくり担当 〒811-0119 新宮町緑ヶ浜4丁目3番1号
26	古賀市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 ・請求書は「糟屋地区様式」を使用。 ・法人は請求書に代表者印に加え、法人印も押印すること。 ・請求先 A類・・・子ども家庭センター B類・・・健康介護課
27	久山町	町へ直接請求	・予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ・月遅れで請求する場合は、実施月ごとに請求書を分けること。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

28	粕屋町	町へ直接請求	・請求は毎月締めの日翌月10日まで。 ・A類とB類は分け、実施月毎の請求。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。
29	宗像市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診(予診のみ)が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども家庭センターへA類、宗像市健康課へB類と分けて請求。 ※自己負担金免除の証明書は、必ず接種時に必要。後日の返金には応じない。
30	福津市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。A類とB類を分けて請求。 請求先：A類・・・子育て世代包括支援課、B類・・・いきいき健康課 ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※不可問診(予診のみ)については、全ての予診票を添付し、請求件数は1件とする。
31	直方市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までとする。
32	小竹町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに予診票の原本を添付のうえ請求。生活保護者分の請求は必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求すること。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。医療従事者の代筆は認められない。
33	鞍手町	町へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。代筆者は医療従事者以外が望ましい。
34	宮若市	市へ直接請求	請求書は、毎月締めの日翌月10日までに予診票を添付して請求。 高齢者の自己負担なしの場合、または60歳以上65歳未満の場合は、証明書等の添付が必要です。
35	田川市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの日翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求 ・B類疾病において、生活保護世帯に属する者及び中国残留邦人等支援給付の受給者(自己負担金免除者)は、請求時に各々の受給証明書を添付
36	香春町	町へ直接請求	予防接種実施後、接種日の月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病にわけて報告書兼請求書に予診票を添付し、市町村に提出するものとする。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

37	添田町	町へ直接請求	請求は、実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
38	糸田町	町へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書(別記様式)に予診票を添付し、糸田町に提出すること。
39	川崎町	町へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、各市町村に提出するものとする。
40	福智町	町へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで。
41	大任町	町へ直接請求	・予防接種を実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、町に提出するものとする。 ・同時接種時に接種不可となった場合は1件分のみ請求
42	赤村	村へ直接請求	・A類とB類は別々に請求してください。 ・請求は、毎月締め翌月10日までとする。 ・代表者については、肩書(理事長・委員長等)を付して請求する。
43	飯塚市	市へ直接請求	翌月10日までに市へ直接請求。 4、5月接種と6月以降の接種料金が異なりますのでご注意ください。
44	桂川町	町へ直接請求	・A類とB類を分けて請求。B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が違うため注意してください。 ・請求は、毎月締めの翌日10日まで。
45	嘉麻市	市へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

46	久留米市	その他	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市内以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、請求する医療機関が所属する医師会もしくは直接久留米市へ請求。
47	大牟田市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 高齢者インフルエンザワクチン接種にかかる減免対象者は生活保護世帯。 減免対象者となる者の請求には生活保護受給者証を添付すること。 60歳～64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付すること。
48	八女市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 自己負担免除者については、各減免確認書類等の写しを添付すること。
49	筑後市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで ・代表者について、肩書(理事長・院長等)を付して請求する ・請求印については押印不要 ・同時接種についての、予診のみの請求は1件までとする ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～④いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書(事前申請により筑後市健康づくり課で発行) ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ④当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」(どちらも所得段階1～3段階のものに限る) ①で確認した場合は本証明書を、②③④で確認した場合は確認書類の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを持参した者のみ接種可能。 請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類(障害者手帳の写し等)を予診票に添付してください。
50	広川町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類を分けて請求 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求
51	朝倉市	市へ直接請求	・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・医療法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を押印し、代表者の肩書を代表者の前に併記すること。
52	筑前町	町へ直接請求	○定期予防接種 ・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。 ○高齢者用肺炎球菌ワクチン ・請求書には、自己負担額(3,000円)を引いた金額(5,365円)を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

53	東峰村	村へ直接請求	自己負担免除については、生活保護受給者のみとする。生活保護受給者は、診療依頼書の写しを請求時に添付する。請求は、毎月締めめの翌月10日までとする。
54	小郡市	市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
55	大刀洗町	町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。
56	大川市	市へ直接請求	請求については、医療機関の属する医師会を経由するかもしれない医療機関から直接本市へ請求すること 「予診のみ」の請求は、同日で同一者の場合は1件の請求とする。その場合の予診票の提出はいずれか1枚のみとする。 接種実施医療機関が法人である場合は、請求書に法人印及び代表者印を押印のうえ提出すること。 A類・B類それぞれ下記の請求先にご請求ください。 A類: 子ども未来課おやこ保健係(モッカランド) 大川市大字上巻387番地 B類: 健康課健康推進係 大川市大字酒見256番地1
57	大木町	医療機関の属する医師会を経由するかもしれない医療機関から直接本町へ請求すること。	請求は、毎月締めめの翌月10日まで ※3月分の請求については、3月末日付けで報告書兼請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。 A類とB類の請求書を分けること。 A類: こども未来課こども家庭センター B類: 健康課
58	柳川市	市へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求。 なお、同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。
59	みやま市	市へ直接請求	・同日、同一施設、同一者に対する「予診票のみ」の請求は1件までとする。予防接種を実施した月の翌年10月までに予診票を添付し請求する。 ・3月分の請求書については、3月末日付けで請求書を提出すること。
60	うきは市	市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。

令和6年度各市町村定期予防接種料金

市町村名	ポリオ	DPT-IPV-Hib	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	風しん 第1期	風しん 第2期	風しん 第3期	風しん 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BQ	HPV (2価・4価)	HPV (9価)	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予診のみ	特記事項	
1	北九州市	10,543	20,647	11,808	6,099 (乳幼児 5,978)	11,258	11,258			10,246	10,246			6,825	6,825			7,298	7,298	7,298	11,698	17,061	27,390	9,528	12,606	9,636	7,177	10,191	15,218	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
2～6	中岡市 戸屋町 小倉町 遠賀町	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,498 6歳以上 19,673	6歳未満 11,550 6歳以上 10,725	6歳未満 6,061 6歳以上 5,236	5,500	10,890	6歳未満 10,890 6歳以上 10,065		7,315	6歳未満 7,315 6歳以上 6,490			7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	26,939	6歳未満 9,077 6歳以上 8,252	6歳未満 12,320 6歳以上 11,495	6歳未満 9,185 6歳以上 8,360	6歳未満 7,077 6歳以上 6,252	10,043	15,070	3,168	小児定期予防接種については6歳未満と6歳以上で接種料金が異なる。	
7	行橋市	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,295 6歳以上 19,470	6歳未満 11,440 6歳以上 10,615	6歳未満 5,896 6歳以上 5,071	4,840	6歳未満 10,917	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092		6歳未満 7,331	6歳未満 7,331 6歳以上 6,506			6歳未満 7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳以上 6,985	11,748	16,610	26,772	9,670	12,155	9,185	0.25ml 6,630 0.25mlシリンジ 6,672 0.5ml 6,901	10,131	15,158	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。	
8	苅田町	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,295 6歳以上 19,470	6歳未満 11,440 6歳以上 10,615	6歳未満 5,896 6歳以上 5,071	4,840	6歳未満 10,917	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092		6歳未満 7,331	6歳未満 7,331 6歳以上 6,506			6歳未満 7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳以上 6,985	11,748	16,610	26,772	9,670	12,155	9,185	0.25ml 6,630 0.25mlシリンジ 6,672 0.5ml 6,901	10,131	15,158	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
9	みやこ町	6歳未満 10,230 6歳以上 9,405	6歳未満 20,295 6歳以上 19,470	6歳未満 11,440 6歳以上 10,615	6歳未満 5,896 6歳以上 5,071	0.1ml使用 4,840 1ml使用 0	6歳未満 10,917	6歳未満 10,917 6歳以上 10,092		6歳未満 7,331	6歳未満 7,331 6歳以上 6,506			6歳未満 7,337	6歳未満 7,337 6歳以上 6,512			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	11,748	16,610	26,772	9,670	12,155	9,185	0.25ml 6,630 0.25mlシリンジ 6,672 0.5ml 6,901	10,131	15,158	3,168	MR、風疹、麻しんの3期・4期は実施していません。	
10	豊前市	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640		6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は1件とする	
11	築上町	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640		6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	・予防接種を実施した月の翌月10日までに報告書兼請求書(様式第2号)に予診票の原本を添付し請求。 ・同時接種の不可問診は(予診のみ)請求件数は、1件とする。	
12	吉富町	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640		6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本と請求。	
13	上毛町	10,040	19,060	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640		6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	10,150	16,390	25,800	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。	
14	福岡市	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	接種地の料金	3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする
15	春日市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392		7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
16	大野城市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392		7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
17	筑紫野市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392		7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌日10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
18	太宰府市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392		7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
19	那珂川市	10,472	21,241	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392		7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	12,782	16,577	27,270	10,474	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	予防接種を実施した月の翌日10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
20	糸島市	12,367	22,460	13,577		5,717	13,082	11,509		9,485	7,912			9,463	7,890			8,374	7,466	7,466	13,522	17,091	27,217	11,238 小児用肺炎球菌 と同時接種は 9,747	14,292 ヒブと同時 接種は 12,800	11,322	8,566	11,608	16,635	6歳未満は4,392 6歳以上は3,168	同日における同時接種者(児)の予診不可の請求は1件となります。 (添付不可予診票:1件)	
21	宇美町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770		8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
22	篠栗町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770		8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	

	市町村名	ポリオ	DPT-IPV+Hib	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BCG	HPV (2価・4価)	HPV (9価)	ヒブ	小児用肺炎球 菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予防のみ	特記事項
23	志免町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
24	須恵町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	・麻しん・MR(皮内テスト)不可予防診は6, 108 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
25	新宮町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
26	古賀市	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	麻しん・MR(皮内テスト)不可予防診は6,248
27	久山町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	・麻しん・MR(皮内テスト)不可予防診6, 248
28	粕屋町	11,715	21,780	12,870	7,007	4,730	11,770	11,770			8,800	8,800			8,811	8,811			9,295	7,040	9,295	13,112	16,665	28,545	10,562	13,805	10,263	8,063	11,121	16,148	3,168	予防接種を実施した翌月10日までに、予防接種委託料請求書(様式第2号)に 予防票を添付して請求
29	宗像市	10,516	20,581	11,671	6,182	5,126	11,176	11,176			7,634	7,634			7,634	7,634			7,890	7,890	7,890	11,671	16,896	27,057	9,583	12,441	9,471	6,699	10,164	15,191	3,258	同時接種において不可問診が発生した場合、使用した予防票は必ず 添付し、請求件数は1件とする。 請求先…A類…子ども家庭センター B類…健康課
30	福津市	10,516	20,581	11,671	6,182	5,126	11,176	11,176	10,351	10,351	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,634	7,890	7,890	7,890	11,671	16,896	27,057	9,583	12,441	9,471	6,699	10,164	15,191	3,258	同時接種における不可問診(予防のみ)については、全ての予防票を 添付の上、請求は1件として取り扱うものとする。
31	直方市		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	
32	小竹町		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
33	鞍手町		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
34	宮若市		6歳未満 19,910 6歳以上 19,160	6歳未満 11,110 6歳以上 10,360		6歳未満 5,280 6歳以上 4,530	10,505	6歳未満 10,505 6歳以上 9,755			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 6,930 6歳以上 6,180	6歳未満 6,930 6歳以上 6,180			6歳未満 7,425 6歳以上 6,675	6,675	6,675	11,000	16,300	26,464	8,791	11,770	8,800	6歳未満 6,245 6歳以上10歳未満 5,495 10歳以上 5,766	10,120	14,850	6歳未満 1,480 6歳以上 730	予防接種料金は、一部年齢によって決定します。(6歳未満、6歳以上10歳未満、10歳以上)
35	田川市	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	・請求は、毎月締めの日翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予防票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求
36	香春町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	予防接種実施後、接種日の月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予防票を添付し、各市町村に提出するものとする。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
37	添田町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	・接種日の月の翌月10日までに報告書兼請求書に予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求 ・生活保護世帯自分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予防票に添付して請求
38	糸田町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	次の者には、予防票の配布及び委託料の支払いはない。 ・対象者に該当しない者 ・予防票の自署欄に署名がないもの
39	川崎町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予防票を添付し、各市町村に提出するものとする。
40	福智町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。
41	大任町	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	同時接種時に接種不可となった場合は1件分のみ請求してください。

令和6年度各市町村定期予防接種料金																																	
	市町村名	ポリオ	DPT-IPV+Hib	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	風しん 第1期	風しん 第2期	風しん 第3期	風しん 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BQ	HPV (2価・4価)	HPV (9価)	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予防のみ	特記事項	
42	赤村	9,200	20,000	10,760	6,040	4,960	10,150	10,150			6,580	6,580			6,590	6,590			7,070	7,070	7,070	10,650	16,700	26,500	9,370	11,820	8,780	6,250	9,770	14,500	1,500	同時接種時に接種不可となった場合は1件分だけ請求してください。	
43	飯塚市	10,230	20,460	11,550	6,061	第1期: 6,303 第2期: 5,005	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	27,298	9,242	12,320	9,185	0.25mlシリンジ 6,615 0.5mlシリンジ 6,825	9,878	14,905	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 4月、5月実施分と6月以降とで接種単価が異なります。	
44	桂川町	10,230	20,460	11,550	6,061	第1期: 6,303 第2期: 5,005	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	27,298	9,242	12,320	9,185	0.25mlシリンジ 6,615 0.5mlシリンジ 6,825	9,878	14,905	3,168	・問診票については明確な医師のサインが必要。 ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。 ・A類、B類別請求をお願いします。 ・B型肝炎ワクチンは、使用した規格のワクチン量によって接種料金が異なります。 4月、5月実施分と6月以降とで接種単価が異なります。	
45	嘉麻市	10,230	20,460	11,550	6,061	第1期: 6,303 第2期: 5,005	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6歳未満 7,810 6歳以上 6,985	6,985	6,985	11,385	16,610	27,298	9,242	12,320	9,185	0.25mlシリンジ 6,615 0.5mlシリンジ 6,825	9,878	14,905	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 4月、5月実施分と6月以降とで接種単価が異なります。	
46	久留米市	11,715	21,780	12,870	7,370	4,895	12,320	12,320			8,756	8,756			8,756	8,756			8,085	7,040	6,442	12,870	16,665	26,829	10,562	13,640	10,670	7,913	11,121	16,148	3,993(6歳未満) 3,168(6歳以上)	3ヵ月毎に(4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分とし)最終月の翌月(7、10、1、4月)10日まで(必着)にまとめて請求	
47	大牟田市	9,356	19,440	10,538		5,071	13,600	13,600	12,775	12,775	10,054	10,054	9,229	9,229	10,054	10,054	9,229	9,229	7,139(～就学前の幼児) 6,446(9歳未満の小学生)	7,051	7,051	11,451	16,676	27,992	9,340	12,407	9,251	7,134	10,109	15,136	4,026(6歳未満児) 3,201(上記以外)	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
48	八安市	10,230	20,295	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6,985	11,385	16,610	26,771	9,077	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付し請求	
49	筑後市	10,230	20,295	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13歳～20歳未満 6,985	6,985	11,385	16,610	26,771	9,077	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	・請求は、毎月締めの翌月10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで ・代筆者については、肩書(理事長・院長等)を付して請求する ・請求印については押印不要 ・同時接種についての、予防のみの請求は1件までとする ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する	
50	広川町	10,230	20,295	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890			7,315	7,315			7,326	7,326			6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	11,385	16,610	26,771	9,077	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類を分けて請求 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求	
51	朝倉市	9,185 (1,793)	19,428 (1,793)	10,533 (1,793)	5,016 (1,793)	5,060 (1,375)	12,265 (2,409)	12,265 (2,409)			8,707 (2,409)	8,707 (2,409)			8,723 (2,409)	8,723 (2,409)			7,130 (1,793)	7,040 (1,375)	7,040 (1,375)	12,760 (2,409)	16,066 (1,375)	26,226 (1,375)	8,131 (1,793)	11,275 (1,793)	9,460 (2,409)	5,898 (1,793)	9,542 (2,409)	14,938 (2,409)	各ワクチンごとに 設定()内の金額	・予診票の代筆は本人の意思を確認し、予防接種を実施する医師以外の者が記入すること。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。	
52	筑前町	9,185 (1,793)	19,428 (1,793)	10,533 (1,793)	5,016 (1,793)	5,060 (1,375)	12,265 (2,409)	12,265 (2,409)			8,707 (2,409)	8,707 (2,409)			8,723 (2,409)	8,723 (2,409)			7,130 (1,793)	7,040 (1,375)	7,040 (1,375)	12,760 (2,409)	16,066 (1,375)	26,226 (1,375)	8,131 (1,793)	11,275 (1,793)	9,460 (2,409)	5,898 (1,793)	9,542 (2,409)	14,938 (2,409)	各ワクチンごとに 設定()内の金額	・予診票の代筆は本人の意思を確認し、予防接種を実施する医師以外の者が記入すること。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。	
53	東峰村	9,185 (1,793)	19,428 (1,793)	10,533 (1,793)	5,016 (1,793)	5,060 (1,375)	12,265 (2,409)	12,265 (2,409)			8,707 (2,409)	8,707 (2,409)			8,723 (2,409)	8,723 (2,409)			7,130 (1,793)	7,040 (1,375)	7,040 (1,375)	12,760 (2,409)	16,066 (1,375)	26,226 (1,375)	8,131 (1,793)	11,275 (1,793)	9,460 (2,409)	5,898 (1,793)	9,542 (2,409)	14,938 (2,409)	各ワクチンごとに 設定()内の金額		
54	小都市	9,845	20,075	11,165	5,676	5,005	12,320	10,483	10,065	10,065	8,745	6,908	6,490	6,490	8,756	6,919	6,501	6,501	7,557	6,985	6,391	12,815	16,610	26,632	8,692	11,935	10,615	6,795	8,646	14,278	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	
55	大刀洗町	9,845	20,075	11,165	5,676	5,005	12,320	10,483			8,745	6,908			8,756	6,919			7,557	6,985	6,391	12,815	16,610	26,632	8,692	11,935	10,615	6,795	8,646	14,278	3,168		
56	大川市	10,230	20,372	11,385	5,896	4,840	11,110	11,110			7,348	7,348			7,348	7,348			1回目・追加 7,810 2回目 5,610	6,985	6,985	11,605	16,610	26,774	9,075	12,155	9,185	6,413	9,878	14,905	6歳未満 6歳以上	3,168 1,375	
57	大木町	10,230	20,372	11,385	5,896	(3月～9月未満) 5,665 (11歳～13歳未満) 4,840	11,110	11,110			7,348	7,348			7,348	7,348			1回目・追加 7,810 2回目 5,610	6,985	6,985	11,605	16,610	26,774	9,075	12,155	9,185	6,413	9,878	14,905	6歳未満 6歳以上	3,168 1,375	当該医療機関の属する医師会を経由して、もしくは医療機関から直接行政へ請求。請求は、毎月締めの翌月10日まで ※3月分の請求書については3月末日付けで報告書兼請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。
58	柳川市	乳幼児 10,735 小学生 10,330	乳幼児 19,855 小学生 19,480	乳幼児 11,242 小学生 10,837		4,674	12,177	12,177			8,613	8,613			8,613	8,613			乳幼児 6,762 小学生 6,357	6,357	6,357	12,727	16,887	26,773	8,933	12,012	9,097	6,237	9,848	14,762	3,168		
59	みやま市	乳幼児 10,735 小学生 10,330	乳幼児 19,855 小学生 19,480	乳幼児 11,242 小学生 10,837		4,674	12,177	12,177			8,613	8,613			8,613	8,613			乳幼児 6,762 小学生 6,357	6,357	初・追加 6,357 2回目 6,357	12,727	16,887	26,773	8,933	12,012	9,097	6,237	9,848	14,762	3,168		
60	うきは市	10,782	20,847	11,937	6,448	4,873	12,408	12,408			8,789	8,789			8,789	8,789			8,059	7,018	6,416	12,848	16,643	26,807	10,222	12,707	10,648	7,113	11,084	16,698	3,201	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。	

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
1	北九州市	在宅一般：4,313 在宅減免：8,613 施設一般：1,948 施設減免：6,248	4,300	3,168	・減免対象者：定期接種の対象者で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種の際は、「介護保険料納入通知書（保険料段階が1～3のもの）」、「印鑑カード」、「生活保護受給証明書」、「本人確認証」（中国残留邦人等永住帰国者）、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を確認し、コピーを予診票に添付。有効期限内のものに限る。 ・予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払は認めません。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウス ・60歳から65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級程度の障害）については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー（障害程度が分かる部分）を予診票に添付。
2～6	中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	外来 6,285 入院・入所中 3,920	2,500	3,168	・高齢者定期予防接種については外来と入院・入所で接種料金が異なる。
7	行橋市	シリンジ製剤：6,596 生保：8,596（自己負担なし）	2,000	0	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票を添付して行う ・高齢者用肺炎球菌予防接種において、生活保護世帯に属するものについては、保護受給証明書の提出により自己負担を免除する。（請求時に添付） ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活が殆ど不可能な方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書を添付。
8	苅田町	6,596 生保：8,596（自己負担なし）	2,000	0	・生活保護世帯者分の請求は、必ず予診票の右上に生活保護受給者番号を記入して請求。
9	みやこ町	6,596 生保：8,596（自己負担なし）	2,000	0	
10	豊前市	5,890 生保：7,890（自己負担なし）	2,000	1,000	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求してください。
11	築上町	5,890 生保：7,890（自己負担なし）	2,000	1,000	・生活保護世帯は、「診療依頼書」の提示にて自己負担なし。その際は予診票にケース番号を記載（記載枠あり）
12	吉富町	7,890 生保も同様自己負担なし	0	1,000	

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
13	上毛町	7,890	0	1,000	自署できない場合は代表者が署名し、代表者氏名及び接種者との続柄を記載。 令和6年度高齢者肺炎球菌対象者証明書は、添付してください。
14	福岡市	接種地の料金	4,200	接種地の料金	高齢者用肺炎球菌は、接種地の接種料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）から福岡市設定の自己負担金4,200円を控除した金額を福岡市に請求。 ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）を請求する。また、自己負担免除者は証明書の添付が必要。
15	春日市	5,202 生保：8,202（自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え、66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 ・請求時は、「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、予診票の原本を添付し、筑紫地区専用の請求書にて請求してください。 ・予診票には、ワクチンロットシールを貼り付けしてください。 ・「体温37.5度以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
16	大野城市	5,202 生保：8,202（自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、「接種決定通知（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 ・請求時は、「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを添付してください。 ・「体温37.5℃」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
17	筑紫野市	5,202 生保、非課税世帯：8,202 （自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え、66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 ・請求時は、「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、予診票の原本を添付し、筑紫地区専用の請求書にて請求してください。 ・予診票には、ワクチンロットシールを貼り付けしてください。 ・「体温37.5度以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
18	太宰府市	5,202 生保：8,202（自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。 ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 ・請求時は「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを貼付してください。 ・「体温37.5℃以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
19	那珂川市	5,202 生保、非課税世帯：8,202 （自己負担なし）	3,000	3,102	・定期の対象者に加え66歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。ただし、対象者が否かの判定はあらかじめ市が行い、市が発行した「接種決定通知書（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は決定通知書に記載）。 ・請求時は「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを貼付してください。・「体温37.5℃以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
20	糸島市	5,717 生保、市民税非課税世帯：8,717（自己負担なし）	3,000	3,168	・生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料対象者確認書類の提示により自己負担金が無料。 【無料対象者確認書類】「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「介護保険負担限度額認定証」「介護保険納入通知書兼特別徴収変更（停止）通知書」「所得段階1～3・最新のもの」「生活保護受給証」「保護受給証明書」「生活保護法医療券」「生活保護法介護券」「自己負担金無料通知書」 ・自己負担金無料者の請求は、確認書類のコピーを予診票に添付。「自己負担金無料通知書」のみ原本を添付。 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい有する者については、対象とした理由や不可問診とした理由を、予診票の備考欄に記載して提出

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
21	宇美町	4,271 生活保護 8,271	4,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書(写)を予診票に添付して請求。
22	篠栗町	4,271 生保・中国残留邦人等支援給付 受給者: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	生活保護世帯に属する者 および中国残留邦人等支援給付の受給者は受給者であることが分かる書類を添
23	志免町	4,271 生保: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付。
24	須恵町	4,271 生保・中国残留邦人等支援給付 受給者: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・接種日現在の年齢が65歳の者のうち過去に一度も接種を受けたことがない者。 ただし、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める者を対象とする。 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
25	新宮町	4,271 生保: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書(診療依頼書)等を予診票に添付して請求。
26	古賀市	4,271 生保: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書の写しを予診票に添付して請求。 ・60歳以上65歳未満の対象者の請求は、「身体障がい者手帳」や「医師意見書」等の写しを予診票に添付して請求。 ・請求書は「糟屋地区様式」を使用。
27	久山町	4,271	4,000	3,168	「高齢者肺炎球菌予防接種における糟屋地区の対応」をご覧ください。(福岡県医師会HP掲載)、糟屋地区専用請求書にてご請求ください。(福岡県医師会HP掲載)、生活保護世帯および中国残留邦人等支援給付者は自己負担なし、自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付、請求書に予診票を添付して請求。
28	粕屋町	4,271 生活保護世帯に属する者および中国残留邦人等支援給付の受給者: 8,271 (自己負担なし)	4,000	3,168	※「高齢者肺炎球菌予防接種における粕屋地区の対応」をご覧ください(福岡県医師会ホームページに掲載)。 ・粕屋地区専用の請求書にてご請求ください(福岡県医師会ホームページに掲載)。 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
	市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
29	宗像市	4,430 生保・非課税世帯: 8,430 (自己負担なし)	4,000	3,258
1. 高齢者の予防接種に係る対象者確認について (1) 高齢者の肺炎球菌予防接種については、接種前に必ず本人同意のもと、宗像市健康課(0940-36-1187)へ対象者の接種履歴を照会すること(折り返し電話等で回答する) (2) 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳を確認し、その写しを予診票に添付し、請求すること。 2. 高齢者の予防接種に係る自己負担金について (1) 自己負担金(肺炎球菌4,000円)を医療機関において徴収すること。 (2) ただし、免除要件に該当する場合は、証明書類を確認したうえで、自己負担金は徴収せず、接種料金の全額を市へ請求する(証明書類①②④の場合は「写し」、③の場合は「原本」を請求書へ添付すること。)。<免除要件><証明書類 ①～④のいずれか> 市町村民税非課税世帯の人 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ②介護保健負担限度額認定証(要介護認定者で交付を受けている人のみ) ③予防接種用の証明(市健康課で交付。インフルエンザ用、肺炎球菌用で異なる) 生活保護世帯の人 ④診療依頼書又は生活保護受給証明書				
30	福津市	2,750 非課税世帯・生保: 8,430 (自己負担なし)	5,680	3,258
1. 高齢者の予防接種に係る対象者確認について (1) 高齢者の肺炎球菌予防接種については、接種前に必ず本人同意のもと、担当課へ対象者の接種履歴を照会すること(折り返し電話等で回答する)。 (2) 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳を確認し、その写しを予診票に添付し、請求すること。 2. 高齢者の予防接種に係る自己負担金について (1) 自己負担金(肺炎球菌5,680円)を医療機関において徴収すること。 (2) ただし、免除要件に該当する場合は、証明書類を確認したうえで、自己負担金は徴収せず、接種料金の全額を市へ請求する(証明書類①②④の場合は「写し」、③の場合は「原本」を請求書へ添付すること。)。<免除要件><証明書類①～④のいずれか> 市町村民税非課税世帯の人 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ②介護保険負担限度額認定証 ③予防接種用の証明(市税務課で交付。インフルエンザ用、肺炎球菌用で異なる)生活保護世帯の人 ④診療依頼書又は生活保護受給証明書				
31	直方市	5,779 生保: 8,279	2,500	730
・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明証証明書を予診票に添付して請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・家族もしくは被接種者の日頃の状況をよく理解している人の署名に限る(氏名・続柄を記入)				
32	小竹町	5,779 生保: 8,279(自己負担なし)	2,500	730
生活保護者分の請求は必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求。				
33	鞍手町	5,779 生保: 8,279(自己負担なし)	2,500	730
・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。				
34	宮若市	自己負担あり: 5,779 自己負担免除者: 8,279	2,500	730
・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障がい者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票の被接種者自署の代筆は、医療職の署名は認められない。 ・高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌予防接種について、医療従事者が代筆する場合は理由を記入すること。				
35	田川市	5,000 生保: 8,000(自己負担なし)	3,000	1,790
・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。 ・中国残留邦人等支援給付の受給者の請求は、受給していることが分かる資料(証明書等)を予診票に添付して請求。				

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
36	香春町	5000 生保：8000（自己負担なし）	3,000	1,790	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求。
37	添田町	5,000 生保：8,000（自己負担なし）	3,000	1,790	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
38	糸田町	5000 （生保：自己負担なし）	3,000	1,790	次の者には、予診票の配布及び委託料の支払いはしない。 ・対象者に該当しない者 ・予診票の自署欄に署名がないもの
39	川崎町	5,000 生保：8,000（自己負担なし）	3,000	1,790	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
40	福智町	5,000 生保8,000（自己負担なし）	3,000	1,790	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
41	大任町	5,000 生活保護受給者 8,000 （自己負担なし）	3,000	1,790	1.対象者について 過去に一度も受けていない者で(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和6年度に65歳になる者(昭和34年4月2日から昭和35年4月1日生まれ)の うち、接種日において65歳である者(65歳の誕生日の前日から接種可) (2) 接種日に年齢60歳以上65歳未満の者で次のいずれかに該当する者(確認資料の提出が必要) ア 心臓・腎臓・呼吸器の機能に重い障害を有するもののうち、当該障害の程度が身体障害者等1級程度で あることが明らかな者 イ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害を有する者のうち、当該障害の程度が身体障害者等級 1級程度であることが明らかな者 2.生活保護受給者について 持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ 請求。
42	赤村	5,000 （生保：8000 自己負担なし）	3,000	1,790	生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書または診察依頼書の写しを予診票に添付して請求 する。
43	飯塚市	5,909 生保・非課税世帯：8,309	2,400	3,168	【高齢者肺炎球菌について】生活保護・市民税非課税世帯自己負担額を免除。※生活保護者は医療カード No記載、市民税非課税世帯は市民税非課税世帯証明書の添付が必要。接種時には予防接種券が必要に なります。持参されない場合は接種をしないようにお願いします。また、接種券は請求時予診票に添付してく ださい。60歳～65歳未満の対象者、予防接種券を紛失された方、接種券をお持ちではない対象者は、飯塚 市健康保健課感染症対策室(0948-96-8615)に問い合わせてください。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金 (A+B) : 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
	市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
44 桂川町	5,909 生保・非課税世帯: 8,309	2,400	3,168	・生活保護世帯・町民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、町民非課税世帯証明書の添付が必要。 ・問診票には明確な医師のサインが必要。 ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。 ・請求書、問診票と合わせて対象者に送付している接種券の添付をお願いします。
45 嘉麻市	5,909 生保・非課税世帯: 8,309	2,400	3,168	・非課税世帯者は、非課税世帯証明書を予診票に添付して請求。 ・生活保護の方の請求は、ケース番号を予診票に記載するか、医療カードのコピーを添付して請求。 ・対象者に送付している接種券を予診票に添付し請求。
46 久留米市	3,890 非課税世帯、生活保護者等 8,290	4,400	3,168	・自己負担免除者は次の①～⑤いずれかを添付。①無料予防接種確認書、②介護保険料納付通知書(1～3段階)の写し、③介護保険負担限度額認定証の写し(有効期限内のもの)、④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証の写し(有効期限内のもの)、⑤生活保護受給証明書 ・60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳(1級)の写しを添付。 ・被接種者が自署できない場合は、代筆者(接種医師は代筆不可)が被接種者氏名を署名のうえ、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記入。
47 大牟田市	5,646 非課税世帯・生活保護: 8,646 (自己負担なし)	3,000	3,201	①自己負担ありの者、②自己負担なしの者、 ③60～64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当) ①: 接種対象者へ郵送している案内ハガキ『「成人用肺炎球菌ワクチン」定期接種のお知らせ』を予診票に添付して請求 ②: ①の請求に加えて以下の書類を添付して請求。 ・生活保護世帯: 生活保護受給者証 ・非課税世帯: 大牟田市が発行した『自己負担金免除決定通知書』 ③: ①または②の請求方法に加えて、同障害が確認できる身体障害者手帳1級の写しを添付して請求
48 八女市	4,644 負担金免除対象者: 8,144 (自己負担なし)	3,500	1,527	自己負担免除者の請求は、市発行の高齢者予防接種費用免除証明書、生活保護受給証明書、及び有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証」「介護保険料 納入通知書 兼特別徴収決定通知書(令和6年度分の第1段階～第3段階に限る)」のコピーを添付して請求。
49 筑後市	4,644 生保: 8,144(自己負担なし)	3,500	1,527	・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～④いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書(事前申請により筑後市健康づくり課で発行) ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証 ④当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」(どちらも所得段階1～3段階のものに限る) ①で確認した場合は本証明書を、②③④で確認した場合は確認書類の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを持参した者のみ接種可能。 請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類(障害者手帳の写し等)を予診票に添付してください。
50 広川町	4,644 生保: 8,144(自己負担なし)	3,500	1,527	非課税・生活保護世帯は自己負担なし。 その場合次の①～④いずれかで確認。 ①高齢者用インフルエンザ又は肺炎球菌予防接種無料対象者証明書 ②介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの) ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証(有効期限内のもの) ④診療依頼書(生活保護受給者) ※①は予診票に原本を添付、②③④はコピーを添付して下さい。 60～65歳未満の対象者は障害が確認できるもの(身体障害者手帳写し・診断書など)を予診票に添付してください。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

	市町村名	接種料金 (A+B)：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)		
51	朝倉市	5,365 生保：8,365 (自己負担なし)	3,000	1,375	・60歳から65歳未満の対象者は、「身体障害者手帳の写し」または、「医師の診断書」等を予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は「生活保護受給証明書」の提示により自己負担金免除(全額市負担)。請求の際に「生活保護受給証明書」を予診票に添付すること。 ・法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を必ず押印すること。併せて、代表者名の前に肩書を併記すること。 ・実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・請求金額は接種料金である8,365円と記載。(自己負担額を差し引き、支払いをする。)
52	筑前町	5,365 生保：8,365 (自己負担なし)	3,000	1,375	・請求書には、自己負担額(3,000円)を引いた金額(5,365円)を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。
53	東峰村	5,365 生保：8,365 (自己負担なし)	3,000	1,375	生活保護受給者は、診療依頼書の写しを請求時に添付する。
54	小郡市	5,304 生保、非課税世帯：8,304 (自己負担なし)	3,000	3,168	・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。 ・非課税世帯分の請求は、予防接種用非課税確認書を予診票に添付して請求。 ・介護保険料納入通知書、介護保険負担限度額認定証は医療機関の窓口で確認し、該当番号に○をつける。
55	大刀洗町	5,304 生保・非課税世帯8304 (自己負担なし)	3,000	3,168	
56	大川市	4,840 非課税・生保：8,140 (自己負担なし)	3,300	1,375	・非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者の自己負担額は無料。次の①から⑥の確認書類を被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票に添付のうえ請求する。 ①非課税世帯確認書(原本) ②後期高齢者医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」(写し) ③介護保険負担限度額 認定証(写し) ④介護保険料納入通知書(所得段階1～3段階に限る)(写し) ⑤生活保護受給証明書(原本) ⑥支援給付証明書(原本) ①②③は接種日時点で有効期限内のもの、 ④は接種年度のものに限る。②をオンライン資格確認した場合、予診票下部の医療機関記入欄の「オンライン資格確認」に○をつけること。添付書類は不要。 ⑤⑥は大川市福祉事務所で無料発行。 ・60歳以上65歳未満の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活動作が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象であり、身体障害者手帳(1級)の写し、または、それに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付すること。
57	大木町	4,840 生保：8,140 (自己負担なし)	3,300	1,375	・町民税非課税世帯・生活保護世帯の人は自己負担無料。町民税非課税世帯の人は次の①から③のいずれかを、生活保護世帯の人は生活保護証明書または診療依頼書を、被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票へ添付のうえ請求する。 ①高齢者用肺炎球菌ワクチン接種非課税確認書(原本) ②介護保険負担限度額認定証(写し) ③介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書(所得段階1～3に限る)(写し) ①は大木町役場健康課窓口にて無料発行 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定(非課税世帯)オンライン資格確認の場合、予診票の確認欄に○をつけた上、予診票裏面の同意書に本人署名または代理人署名が必要 ・60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気がある人で、医師により予防接種が必要と判断される人は身体障害者手帳の写し等を予診票に添付すること。

令和6年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項	
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
58	柳川市	5,295 生保、市民税非課税世帯：8,295 （自己負担なし）	3,000	3,168	対象者へ予診票を個別通知する。予診票を紛失した場合は、柳川庁舎健康づくり課健康係で再発行を行うので、接種希望者の身分証明書（運転免許証や健康保険証）を持参すること。生活保護世帯、市民税非課税世帯に属するものは自己負担金を免除。以下の①～④のいずれかを予診票に添付して請求。 ①生活保護受給証明書 ②高齢者肺炎球菌減免申請書兼承認通知書 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）の写し ④介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）の写し 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳（1級）の写し、又は医師の診断書などを予診票に添付して請求。
59	みやま市	5,295 生保、市民税非課税世帯：8,295 （自己負担なし）	3,000	3,168	・以下のものを持参された場合は、自己負担免除。原本又はコピーを予診票に添付して請求。 ・生活保護受給証明書、市民税非課税証明書は原本を、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※有効期限内のもの）は写しを添付して請求。後期高齢医療被保険者に限りマイナ保険証利用によるオンライン資格確認を行って、世帯の課税状況を把握する場合、区分Ⅰ・区分Ⅱの方は接種費用の減免対象となります。確認後は予診票に「オンライン資格確認（区分Ⅰ・区分Ⅱ）・確認者氏名」を記載してください。 ・60歳以上65歳未満の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活動作が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象であり、身体障害者手帳（1級）の写し、または、それに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付すること。
60	うきは市	4,328 生保：8,328（自己負担なし）	4,000	3,201	・生活保護受給者の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

	被接種者の居住地	請 求 方 法	備 考
1	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ※報告書兼請求書における3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日可)。
2～6	中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	・遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。 ・遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町に直接請求。請求は毎月締めの日翌月10日までに、直接各市町への請求。	1. 中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 ①医療機関において、「生活保護証明書類」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書(所得段階 1・2・3)」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを確認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ・入所施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払いは認めません。 ・予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。
7	行橋市	市へ直接請求	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は生活保護受給証明書を予診票に添付のうえ請求すること。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ請求すること。
8	苅田町	町へ直接請求	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は、受給者証番号を予診票の右上に記入して下さい。60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ、請求すること。
9	みやこ町	町へ直接請求	
10	豊前市	市へ直接請求	請求翌月10日までに予診票を添付して請求してください。
11	築上町	町へ直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求をしてください。 ・高齢者予防接種について、生活保護世帯は「診療依頼書」の提示にて、自己負担はなしとする。その際には、予診票にケース番号を記載してください。 ・同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

12	吉富町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 生活保護世帯の方は、予診票(余白)にケース番号記入すること。
13	上毛町	町へ直接請求	接種翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付して請求。
14	福岡市	市へ直接請求	・子どもの予防接種、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の予防接種の請求は、請求月が異なるため、それぞれ別途請求すること。 ・請求は、報告書兼請求書に予診票(原本)を添付して直接福岡市へ提出(写し不可)。 ・高齢者用肺炎球菌は、接種地の接種料金(接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金)から福岡市設定の自己負担金4,200円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金(接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金)を請求する。また、自己負担免除者は証明書の添付が必要。 ①子どもの予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする ②高齢者肺炎球菌予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※自己負担免除者は下記のいずれかの証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しを添付 ※自己負担免除者:生活保護受給者、市県民税非課税世帯に属する方など ※自己負担免除証明書: 【生活保護受給者】介護保険料特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1)、介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1)、医療券の写し、緊急受診証の写し、福祉事務所発行の保護受給証明書 【市県民税非課税世帯に属する方】介護保険料特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1・第2・第3)、介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1・第2・第3)、介護保険負担限度額認定証の写し、介護保険特定負担限度額認定証の写し、高齢者予防接種用のゴム印が押された市県民税非課税証明書 ※①～②は、それぞれ報告書兼請求書を作成すること ※①～②いずれも報告書兼請求書におけるシャチハタ印は不可 ※報告書兼請求書における1月～3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休日日の場合は、前営業日で可)
15	春日市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに請求すること。 A類(子ども)とB類(成人)については、請求書を分け、以下へ請求する。 A類:子育て支援課 B類:健康課
16	大野城市	市へ直接請求	請求は、大野城市民分の予診票(ワクテンシール貼付)と請求書を予防接種業務を実施した月の翌月10日までに送付。 ※A類とB類では請求先が異なります。 A類:こども家庭センター B類:健康課
17	筑紫野市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに提出。 同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は一件まで。 A類はこども家庭課、B類は健康推進課へ請求。
18	太宰府市	市へ直接請求	A類:子育て支援課(太宰府市五条3丁目7番1号)に請求 B類:元気づくり課(太宰府市五条3丁目1番1号)に請求

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

19	那珂川市	市へ直接請求	実施月の翌月10日までに予診票原本(ワクチンシール貼付)を下記担当課へ送付。 A類:こども応援課 B類:健康課(保健センター)
20	糸島市	市へ直接請求	1. 報告書兼請求書の提出期限は翌月20日まで。 2. 報告書兼請求書におけるスタンプ印は不可。 3. A類とB類で請求先が異なる。A類:子育て支援課 B類:健康づくり課
21	宇美町	町へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。(遅れて請求の際は、実施月ごとに請求。) ・請求書の様式は糟屋地区様式あり。
22	篠栗町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
23	志免町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
24	須恵町	町へ直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付して請求。 ・請求先は、A類→こども家庭課、B類→健康増進課 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
24	新宮町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 請求書には、予診票を必ず添付してください。 免除対象者の生活保護世帯は、福祉事務所発行の診療依頼書等の確認書類の写しを添付すること。 《請求書送付先》 A類⇒ シーオーレ新宮 子育て支援課 〒811-0124 新宮町新宮東2丁目5番1号 B類⇒ 新宮町福祉センター 健康福祉課健康づくり担当 〒811-0119 新宮町緑ヶ浜4丁目3番1号
26	古賀市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・請求書は「糟屋地区様式」を使用。 ・法人は請求書に代表者印に加え、法人印も押印すること。 ・請求先 A類・・・子ども家庭センター B類・・・健康介護課
27	久山町	町へ直接請求	・予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ・月遅れで請求する場合は、実施月ごとに請求書を分けること。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

28	粕屋町	町へ直接請求	・請求は毎月締めの日翌月10日まで。 ・A類とB類は分け、実施月毎の請求。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。
29	宗像市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診(予診のみ)が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども家庭センターへA類、宗像市健康課へB類と分けて請求。 ※自己負担金免除の証明書は、必ず接種時に必要。後日の返金には応じない。
30	福津市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。A類とB類を分けて請求。 請求先：A類・・・子育て世代包括支援課、B類・・・いきいき健康課 ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※不可問診(予診のみ)については、全ての予診票を添付し、請求件数は1件とする。
31	直方市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日までとする。
32	小竹町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日までに予診票の原本を添付のうえ請求。生活保護者分の請求は必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求すること。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。医療従事者の代筆は認められない。
33	鞍手町	町へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。代筆者は医療従事者以外が望ましい。
34	宮若市	市へ直接請求	請求書は、毎月締めの翌月10日までに予診票を添付して請求。 高齢者の自己負担なしの場合、または60歳以上65歳未満の場合は、証明書等の添付が必要です。
35	田川市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求 ・B類疾病において、生活保護世帯に属する者及び中国残留邦人等支援給付の受給者(自己負担金免除者)は、請求時に各々の受給証明書を添付
36	香春町	町へ直接請求	予防接種実施後、接種日の月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病にわけて報告書兼請求書に予診票を添付し、市町村に提出するものとする。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

37	添田町	町へ直接請求	請求は、実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
38	糸田町	町へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書(別記様式)に予診票を添付し、糸田町に提出すること。
39	川崎町	町へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、各市町村に提出するものとする。
40	福智町	町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。、
41	大任町	町へ直接請求	・予防接種を実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、町に提出するものとする。 ・同時接種時に接種不可となった場合は1件分のみ請求
42	赤村	村へ直接請求	・A類とB類は別々に請求してください。 ・請求は、毎月締めめの翌月10日までとする。 ・代表者については、肩書(理事長・委員長等)を付して請求する。
43	飯塚市	市へ直接請求	翌月10日までに市へ直接請求。 4, 5月接種と6月以降の接種料金が異なりますのでご注意ください。
44	桂川町	町へ直接請求	・A類とB類を分けて請求。B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が違うため注意してください。 ・請求は、毎月締めめの翌日10日まで。
45	嘉麻市	市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

46	久留米市	その他	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市内以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、請求する医療機関が所属する医師会もしくは直接久留米市へ請求。
47	大牟田市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 高齢者インフルエンザワクチン接種にかかる減免対象者は生活保護世帯。 減免対象者となる者の請求には生活保護受給者証を添付すること。 60歳～64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付すること。
48	八女市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 自己負担免除者については、各減免確認書類等の写しを添付すること。
49	筑後市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの日翌月10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで ・代表者について、肩書(理事長・院長等)を付して請求する ・請求印については押印不要 ・同時接種についての、予診のみの請求は1件までとする ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～④いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書(事前申請により筑後市健康づくり課で発行) ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ④当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」(どちらも所得段階1～3段階のものに限る) ①で確認した場合は本証明書を、②③④で確認した場合は確認書類の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを持参した者のみ接種可能。 請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類(障害者手帳の写し等)を予診票に添付してください。
50	広川町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで A類とB類を分けて請求 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求
51	朝倉市	市へ直接請求	・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・医療法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を押印し、代表者の肩書を代表者の前に併記すること。
52	筑前町	町へ直接請求	○定期予防接種 ・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。 ○高齢者用肺炎球菌ワクチン ・請求書には、自己負担額(3,000円)を引いた金額(5,365円)を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

53	東峰村	村へ直接請求	自己負担免除については、生活保護受給者のみとする。生活保護受給者は、診療依頼書の写しを請求時に添付する。請求は、毎月締めの日翌月10日までとする。
54	小郡市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
55	大刀洗町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。
56	大川市	市へ直接請求	請求については、医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本市へ請求すること 「予診のみ」の請求は、同日で同一者の場合は1件の請求とする。その場合の予診票の提出はいずれか1枚のみとする。 接種実施医療機関が法人である場合は、請求書に法人印及び代表者印を押印のうえ提出すること。 A類・B類それぞれ下記の請求先にご請求ください。 A類: 子ども未来課おやこ保健係(モッカランド) 大川市大字上巻387番地 B類: 健康課健康推進係 大川市大字酒見256番地1
57	大木町	医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本町へ請求すること。	請求は、毎月締めの日翌月10日まで ※3月分の請求については、3月末日付けで報告書兼請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。 A類とB類の請求書を分けること。 A類: こども未来課こども家庭センター B類: 健康課
58	柳川市	市へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求。 なお、同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。
59	みやま市	市へ直接請求	・同日、同一施設、同一者に対する「予診票のみ」の請求は1件までとする。予防接種を実施した月の翌年10月までに予診票を添付し請求する。 ・3月分の請求書については、3月末日付けで請求書を提出すること。
60	うきは市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。